

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

■年金の源泉徴収票が発送されます！

日本年金機構から、平成25年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られた皆様に、平成25年中に支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「平成25年分の年金等の源泉徴収票」が1月中旬から送付されます。

「公的年金等の源泉徴収票」は、所得税の確定申告の際の添付書類として必要となります。

なお、障害年金や遺族年金は所得税の課税対象になっていないため（非課税）、障害年金や遺族年金を受けている人には源泉徴収票は送付されません。

万一、源泉徴収票を紛失された場合や届かない場合には、日本年金機構のねんきんダイヤルにおいて源泉徴収票の再交付の受付を行っています。

ねんきんダイヤル

☎0570(05)1165

（050または070から始まる電話からかける場合は☎03(6700)1165）

受付時間

○月曜日

午前8時30分～午後7時

○火～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日

午前9時30分～午後4時

・月曜日が祝日の場合は、火曜日に午後7時まで相談をお受けします。

※日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※発送まで2週間程度かかりますので、お急ぎの方は栃木年金事務所お客様相談室（☎0282(22)4134）へお問い合わせください。

なお、源泉徴収票は日本年金機構に登録されている受給者の住所宛に送付されます。

また、来訪による源泉徴収票の再交付の受付、その他の年金の相談については年金事務所及び年金相談センターで受け付けています。

お問い合わせ等の際は、年金証書等の基礎年金番号・年金コードが分かるものをご用意ください。

■20歳になったら国民年金加入手続きを忘れずに行きましょう！

国民年金は、日本に住む20歳から60歳の方が加入する制度です。

やがて訪れる長い老後生活の保障だけでなく、病気・けがにより障がいが残った時など、生活の安定を損なうような「万が一」の事態にあなたやあなたのご家族をサポートします。

20歳の誕生日の前月末頃に、日本年金機構より「国民年金加入のご案内」の文書が送付されます。届きましたら市役所で加入の手続きをしてください。

※すでに第2号被保険者（厚生年金・共済組合等の加入者）となっている方が20歳になったとき、引き続き厚生年金等に加入している場合は、手続きの必要はありません。

なお、第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が、20歳になったときは、第2号被保険者の勤務先を經由して第3号被保険者の加入手続きを行うことになります。

■受付窓口

国分寺庁舎市民課
南河内図書館2階市民課
石橋庁舎市民課

■持参するもの

国民年金被保険者資格取得届書
印鑑

■国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者の保険料（定額）は月額15,040円（平成25年度）です。

なお、経済的な事情で保険料を納められないときのために「保険料免除制度」があります。一定の基準を満たしていれば申請することにより保険料が免除されます。

学生の方には「学生納付特例制度」があり、30歳未満のフリーター等で納付困難な方には「若年者納付猶予制度」があります。

※手続きをせず、未納のままにしておくと時効により納付できなくなってしまう、将来受け取る年金額が減ってしまう、また、病気やけがにより障がいが残っても障害基礎年金を受けられない場合があります。